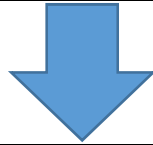


# 公衆浴場営業許可申請の流れ

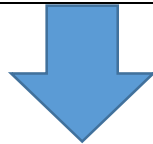
## 事前相談

公衆浴場の構造設備等が、法令や条例等の基準に適合しているかを確認するため、事前に施設の計画等を保健所生活衛生課へご相談ください。



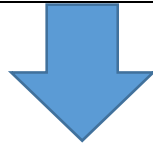
## 申請手続

申請に必要な書類を提出してください。



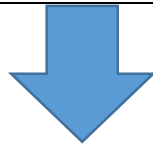
## 書類審査

提出された書類を基に、施設の構造設備等が法令や条例等の基準に適合しているか審査します。



## 施設調査

施設の構造設備等を確認するため、環境衛生監視員が施設調査を実施します。



## 許可書の交付

書類審査及び施設調査の結果、基準に適合していることが確認された場合は、許可書が交付されます。

## 申 請 書 類

1. 公衆浴場営業許可申請書
2. 公衆浴場の構造設備の概要
  - (1) 構造設備の仕様書
  - (2) 建物の配置図、施設の立面図及び設備の配置図
  - (3) 入浴設備の給排水の配管状況及び系統を明らかにした図面（温泉水を使用する場合は、温泉に関するものも含む）
  - (4) 循環設備がある浴槽の場合は、循環系統を示した図面
3. 公衆浴場本屋の中心からおおむね半径 400 メートルの区域内に存する公衆浴場、主要建物及び道路を示す見取図（3,000 分の 1 の縮図）
4. 一般公衆浴場本屋の中心から半径 400 メートルの区域内に他の一般公衆浴場が存する場合は、本屋の最も近い部分間の直線距離の実測図（500 分の 1 の縮図）
5. 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合は、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、効能等が分かる書類
6. 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書
7. 原湯、原水、上がり用湯、上がり用水の水質検査成績書の写し  
※検査項目：色度、濁度、pH 値、有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、大腸菌、レジオネラ属菌
8. 建築基準法に適合する旨の書類（建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証等）の写し
9. 消防法令に適合する旨の書類（消防法令適合通知書等）の写し
10. その他、市長が必要と認める書類

○申請手数料 24,000 円

川口市保健所 生活衛生課 生活衛生係

〒334-0011 川口市三ツ和 1-14-3（鳩ヶ谷庁舎 4 階）

TEL 048-229-3913

FAX 048-281-5765